

議案第九十九号

中央区立公衆便所条例の一部を改正する条例

右の議案を提出します。

令和七年十一月二十日

提出者 中央区長 山 本 泰 人

中央区立公衆便所条例の一部を改正する条例

中央区立公衆便所条例（昭和二十八年四月中央区条例第二十号）の一部を次のように改正する。
別表中央区立海運橋際公衆便所の項を削る。

附 則

この条例の施行期日は、区規則で定める。

（説明）

区立海運橋際公衆便所を廃止するため、この条例案を提出します。